

2003 年度

メディア総合研究所若手研究者研究助成

成果報告書要旨(2004 年 9 月 30 日提出)

上智大学大学院 文学研究科新聞学専攻

博士後期課程 横内 一美

## 「アメリカ合衆国における記者の取材源秘匿」

### 1. 本研究の背景・目的

日本のジャーナリズム界において取材源秘匿は記者の最高倫理として位置付けられているが、その理論は判然とせず根拠も追究されていない。メディアへの公的規制や市民の不信感の中、取材源秘匿に関する問題の解決策を提案することが重要である。そこで本研究ではアメリカにおける取材源秘匿について検討した。まず、日本において研究が進められていない各州シールド法の歴史や内容の概要を示す。次に、2001.9.11 のテロ以降に見られた取材源秘匿に関わる出来事を紹介する。最後に、これらを踏まえて記者の証言拒絶特権を考える上で重要となる知見を提言する。

### 2. 州シールド法

アメリカで初の州シールド法が成立したのは、1896 年、MARYLAND においてである。その後 37 年間は立法が無かったがシールド法を有する州は次第に増え、記者の取材源秘匿めぐる裁判の画期といえる 1972 年のブランズバーグ事件連邦最高裁判決時点では 18 州で立法されていた。同判決以後の立法とあわせ、現在 31 州と DISTRICT OF COLUMBIA がそれぞれ州独自のシールド法を持つ。シールド法を持たない州では修正第 1 条および州憲法を根拠に記者特権が考慮される。

各州シールド法の内容をまとめると、秘匿権者は、情報収集、伝達のためにニュースメディアに雇用されている者、つまり記者、編集者、出版人などである。秘匿権者としてメディア組織を挙げる州は少ない。保護対象となる情報は全ての州で秘密の取材源が挙げられるが、秘密の約束がない情報や既公表情報については州によって対応が異なる。また、適用範囲は法廷手続などに限定する州から立法・行政にまで適用する州まで様々である。特権を付与するか否かを決定するための判断基準としては、ブランズバーグ判決で示された 3 要件テストや公益性テストが利用される。後者の場合、開示強制に至りがちである。各州シールド法の保護の強弱は、秘匿権者・情報・手続の範囲、いかなる判断基準を採用しているかによって決まる。

秘密でない情報や既公表情報の保護については、否定的な法や判例が少なくない。しかし、既公表情報が司法に援用された場合、取材で得られた情報が司法の場で使われることを一般市民が認識しジャーナリズムへの不信感が醸成される懸念がある。これらの情報をも保護しなければ、シールド法や取材源秘匿権の存在意義が小さくなる。

### 3. 最近の傾向と問題

アメリカでは、9.11以降テロや大量破壊兵器関連の情報について取材源秘匿が困難になっている。たとえば、テロ協力の容疑者の証拠排除申し立てに関する審理でジャーナリストが証言を命じられた事件、大量破壊兵器問題についての政府批判を巡って生じた国家機密漏洩に関する報道に端を発した記者の収監事件があった。これらの事件では、当該情報についてジャーナリスト以外の情報源があるにも関わらず、ジャーナリストの証言を求め、判例やガイドラインに反する対応がなされた。

国際社会においては、旧ユーゴ国際刑事裁判所において戦場ジャーナリストの特権を認める決定がなされた。戦闘地域からの報道の自由を保障する先例となることが期待されるが、国際社会の利益に着目した限定的な決定であるため各国内での取材源秘匿の判断にまで影響をもたらすものではないと考えられる。

### 4. 考察・提言

- ・ シールド法の立法目的は取材源秘匿による取材の自由確保であるが、限定的な秘匿権者・情報・手続の範囲を定めるシールド法は、取材の自由を侵害する。
- ・ 曖昧、広範な規定のシールド法は、特権付与の判断がその都度裁判に委ねられ様々な者に秘匿権が与えられる余地を残すが、メディアと契約のないライターのような微妙な地位の者は秘匿権者になれないケースが多い。
- ・ 今日一層の問題となっているのは新聞やテレビで既に公表された情報が証拠採用されることである。ジャーナリズムと司法の対抗関係、ジャーナリズムと市民の信頼関係を考慮すると、既公表情報が司法の場で安易に証拠採用されないことが最も重要である。
- ・ 日本で取材源秘匿を成文化する場合には、取材源とジャーナリストの関係やフリーライターに依存するメディアの実態などを立法・司法当局に理解させることが重要である。先の民事訴訟法改正時のように、大手メディアの考え方のみが立法過程で表明されるならば、取材、報道の自由にとって有効な立法は困難である。
- ・ アメリカの最近の事例で分かるように、取材報道の自由は「有事」に影響を受けやすい。日本のジャーナリズム界は取材源秘匿を倫理として掲げるだけでなく理論的に主張できるよう議論をすべきである。かつてのような記者個人レベルの努力や倫理遂行では市民とジャーナリズムの信頼関係の維持は不可能となっていることをジャーナリズム界は自覚しなければならない。